

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 御中

令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査 委託費(気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえ た企業活動に関する調査事業及び普及活動)報告書

目次

1.	気候変動をめぐる投資・金融の動きにかかる国内外の動向調査	1
1.1	TCFD 提言に基づく企業の情報開示と投資家等の活用の事例調査	1
1.2	TCFD 提言に基づく情報開示に向けたガイダンス等の調査.....	2
1.3	TCFD を含む非財務情報開示に関する動向等の調査.....	8
1.4	TCFD の動向調査.....	21
1.5	TCFD コンソーシアムの運営体制変更に向けた調査	21
1.6	TCFD からの刊行物.....	21
2.	TCFD コンソーシアムの運営.....	23
2.1	TCFD コンソーシアムの概要.....	23
2.2	TCFD コンソーシアムの運営.....	23
2.3	「TCFD ガイダンス3.0」の作成	32
2.4	TCFD コンソーシアム アンケートの実施	34
2.5	その他の活動	39

図 目次

図 1-1 GFANZ と他のフレームワーク等との対比	15
図 2-1 TCFD コンソーシアム ホームページの構成(2023 年 2 月現在)	27

表 目次

表 1-1 IFRS サステナビリティ開示基準に関する PRI のコメント概要	2
表 1-2 Climate Scenario Analysis Reference Approach の作成指針	4
表 1-3 Climate Scenario Catalogue における3つのシナリオファミリー	5
表 1-4 英国企業の TCFD 開示においてさらなる検討が必要とされた点	6
表 1-5 ネットゼロ開示について考慮すべき要素	7
表 1-6 ネットゼロシナリオの開示に当たり、企業が自問すべき点	7
表 1-7 IFRS サステナビリティ開示基準に関する TCFD コンソーシアムのコメントと、ISSB による検討の対比	9
表 1-8 SFDR における第8条ファンドと第9条ファンドの概要	10
表 1-9 CSRD の概要	11
表 1-10 ESRS の全体像	12
表 1-11 ESRS の主な特徴と TCFD との相違点	12
表 1-12 GFANZ 参加団体の概要	13
表 1-13 GFANZ における金融機関に求められる移行計画の構成	14
表 1-14 TNFD 自然関連開示提言(v0. 3における改定案)	16
表 1-15 LEAP アプローチの概要(ベータ版v0. 3)	17
表 1-16 SEC の規則案で求められる開示と TCFD 推奨開示との対比	18
表 1-17 SEC の規則案の導入スケジュール(予定)	19
表 1-18 Integrated Thinking に関する諸原則	20
表 1-19 TCFD による 2022 年ステータスレポートの概要	22
表 1-20 2022 年ステータスレポートにおける TCFD コンソーシアムへの言及	22
表 2-1 2022 年度 TCFD コンソーシアム 企画委員会の開催実績	24
表 2-2 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルの開催実績	25
表 2-3 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルのスケジュール概要	26
表 2-4 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルのアンケート回答例	26
表 2-5 TCFD コンソーシアム ホームページ概要	28
表 2-6 令和 4 年度の動画配信の概要	28
表 2-7 「TCFD 開示セミナー」開催へ向けたスケジュール	29
表 2-8 「TCFD 開示セミナー」日程及び内容(A コース)	29
表 2-9 「TCFD セミナー」日程及び内容(B コース)	30
表 2-10 「TCFD 開示セミナー」参加企業	30
表 2-11 「TCFD 開示セミナー」参加企業	30
表 2-12 「TCFD ガイダンス 3.0」の概要及び改訂のポイント	32
表 2-13 「TCFD ガイダンス 3.0」事例集掲載企業	33
表 2-14 TCFD コンソーシアム アンケート設問一覧	34
表 2-15 アンケートの送付・回収状況	37

表 2-16 アンケートの結果概要	37
表 2-17 IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に対するコメント概要.....	39

略称の一覧

本報告書では、以下のとおり略称の統一を図る。

本報告書での表記	正式名称・意味など
CDSB	Climate Disclosure Standards Board（気候変動開示基準審議会）
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group(欧州財務報告諮問グループ)
FRC	Financial Reporting Council(英国財務報告評議会)
FSOC	Financial Stability Oversight Council(米国金融安定監督評議会)
IEA	International Energy Agency(国際エネルギー機関)
IFRS	International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準）
IIRC	International Integrated Reporting Council（国際統合報告評議会）
ICP	Internal Carbon Pricing(インターナ・カーボンプライシング:内部炭素価格)
ISSB	International Sustainability Standards Board（国際サステナビリティ基準審議会）
NGFS	Network for Greening the Financial System(気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク)
PRI	Principles for Responsible Investment(国連責任投資原則及びそれに対する署名を推進するイニシアティブ)
SASB	Sustainability Accounting Standards Board（サステナビリティ会計基準審議会）
SEC	Securities and Exchange Commission(米国証券取引委員会)
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures(気候関連情報開示タスクフォース)
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures(自然関連財務情報開示タスクフォース)
TRWG	Technical Readiness Working Group(技術的準備ワーキング・グループ)
VRF	Value Reporting Foundation(価値報告財団)
WBCSD	World Business Council for Sustainable Development(持続可能な開発のための世界経済人会議)

はじめに

2015 年 12 月のパリ協定妥結や気候変動問題の顕在化などにより、非財務情報と言われるESG情報の中でも特にE(環境)、気候変動に関するリスク・機会に関する情報開示を求める動きが高まっている。2015 年 12 月にG20財務大臣・中央銀行総裁からの要請で立ち上がった民間主導の気候関連情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures:TCFD)では、企業の気候変動リスク・機会に関する任意の情報開示フレームワークの検討がなされ、2017 年6月に最終提言が公表された。TCFDへの賛同企業・機関数は5年弱で3,000を超え、日本では2022年1月末時点において700の企業・機関等が賛同を表明している。

2019年5月には、TCFD 提言へ賛同する日本の事業会社・投資家等が一体となって取組を推進し、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を投資家等の適切な投資判断に繋げるための取組について議論する場として「TCFDコンソーシアム」を設立(設立時の会員は164団体、2022 年1月時点では530 団体)。コンソーシアムでの議論を通じて投資家等が企業の開示情報を評価する際の指針となる「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス(グリーン投資ガイダンス)」が策定され、同年10月に経済産業省主催で開催された「TCFDサミット」の場において公表された。

翌2020年7月には、2018年12月に経済産業省が公表した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス(TCFDガイダンス)」を改訂し、「TCFDガイダンス2.0」を公表した。改訂にあたり、近年のTCFDに関する国内外の知見やデータを踏まえた解説の拡充、業種別ガイダンスの追加(食品、銀行、生命保険、損害保険)、日本企業を中心としたTCFD開示事例の拡充などを行った。

このような中で、日本企業の気候変動に対する認識は変化しつつあり、気候変動をビジネスチャンスととらえて経営戦略に組み込むとともに、TCFDに基づく情報開示を通じて自社の取組を投資家等に発信し、評価を高めていこうとする動きがみられている。この動きをさらに加速化させ、日本企業の強みを国際的にアピールすることで、新たな資金調達につなげていくためには、具体的な情報開示の方法や開示された情報の適切な活用方法について、産業界と金融界が対話しつつ理解を深めることが必要である。

上記認識のもと、本事業では、中長期的に日本企業の価値を高め、国際的な競争力を向上させていくために、産業界と金融界の対話の場として設立されたTCFDコンソーシアムの運営を行うとともに、気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向や情報開示の実態を踏まえながら、企業の具体的な情報開示について検討を実施した。さらに、これらの議論を踏まえ、グリーン投資ガイダンスの改訂やTCFDガイダンス2.0の業種別ガイダンスを拡充するなど、国内外に向けた情報発信やそれに資する調査等を実施した。

1. 気候変動をめぐる投資・金融の動きにかかる国内外の動向調査

気候変動をめぐる投資・金融の動きに関して、本事業の基礎資料となる国内外の動向調査を行った。調査項目は以下の通り。

- (a) TCFD提言に基づく企業の情報開示と投資家等の活用の事例調査
- (b) TCFD提言に基づく情報開示に向けたガイダンス等の調査
- (c) TCFDを含む非財務情報開示に関する動向等の調査
- (d) TCFD動向調査
- (e) TCFDコンソーシアムの運営体制変更に向けた調査
- (f) その他上記(a)～(e)に関する調査

1.1 TCFD 提言に基づく企業の情報開示と投資家等の活用の事例調査

本年度の調査においては、TCFD コンソーシアムにおける「TCFD ガイダンス 3.0」の作成、または「ラウンドテーブル」の一環として、投資家における開示事例、金融機関による活用のポイントについて把握した。

企業の情報開示については、TCFD ガイダンス 3.0 事例集の作成に当たり、GIG Supporters 各社に調査票を送付し、優れた開示事例に関する回答を得た。投資家への質問にあたり、①とりわけ近年 TCFD が開示を推奨している事項(移行計画、産業横断的指標、スコープ 3 排出量、等)について先進的な開示を行っている事例、及び②昨今の TCFD 賛同企業の急増に鑑み、開示初年度の企業にとって参考となる事例を重視し、推奨する事例及び該当する TCFD 推奨開示項目について情報を把握した。

GIG Supporters26 社のうち、14 社から約 60 社 80 事例を収集した。このうち事例提供が多かった投資家 2 社にヒアリングを行い、開示事例の評価ポイントについてさらなる情報収集を行った。また開示企業に対しては「TCFD ガイダンス 3.0 事例集」への掲載の許諾を申請するにあたり、掲載媒体の更新の有無等について打診した。

1.2 TCFD 提言に基づく情報開示に向けたガイダンス等の調査

本業務の一環として、TCFD提言に基づく情報開示に関する解説文書等について調査を行った。この概要について以下に示す。

2021 年 6 月に国際統合報告評議会(IIRC)は サステナビリティ会計基準審議会(SASB)と合併し、新たに Value Reporting Foundation(価値報告財団:VRF)が設立された。また気候変動開示基準審議会(CDSB)は 2022 年 1 月に、国際財務報告基準(IFRS)を策定する IFRS 財団に統合された。IFRS 財団は 2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立を公表し、その準備作業のためのグループ Technical Readiness Working Group(TRWG)には CDSB、TCFD、国際会計基準審議会(IASB)、VRF、世界経済フォーラム(WEF)が含まれている。TRWG は 2021 年 11 月に気候関連情報開示のプロトタイプを発表した¹が、このプロトタイプを基に 2022 年に市中協議が行われ、2023 年 6 月までに IFRS サステナビリティ基準の最終版が発表される予定である。

このように 2021 年度は気候関連情報開示・活用に係る各機関の活動が収斂し、組織間に統合が見られた 1 年であった。このような状況に鑑み、本業務では下記の機関について調査を行った。

1.2.1 PRI

責任投資原則(PRI)の賛同機関は 2023 年 2 月時点で 5,386 機関となっており、うち 3/4 がアセット・マネージャー、14%がアセット・オーナー、10%がサービスプロバイダーである。PRI は TCFD に関する能力育成を行っているが、2022 年の主な動向として IFRS サステナビリティ開示基準に関するパブリックコメントを提出する等、意見発表を行っていることが挙げられる。これについて以下に示す。

表 1-1 IFRS サステナビリティ開示基準に関する PRI のコメント概要

● マテリアリティについて、その評価プロセス(何がマテリアルでないかを含む)についても開示を要求し、またガバナンス、戦略、リスクマネジメントの要求事項と関連するマテリアリティ評価プロセスを提供すべき。 ● TCFD の 4 テーマに関する開示について、下記を検討すべき。	
ガバナンス	● サステナビリティに関する主要なイベント、係争事項の開示、報酬のより詳細な開示を求めるべき。
戦略	● バリューチェーンの定義、リスクと機会のトレードオフについて開示を求めるべき。また中長期の定義として最低値を設けるべき。 ● 移行計画について、中間マイルストーン、定量的 KPI、主要要因(dependencies)、既に合意されている短期的な対策、エンゲージメント活動の整合、ファイナンス、ネットゼロ計画との整合に関する報告についての開示を求めるべき。 ● TCFD 提言に沿ってシナリオ分析を求めるべき。 ● 定量開示に伴う算定手法、前提、不確実性の開示を求めるべき。
リスクマネジメント	● サステナビリティ関連リスクと併せ機会についても同じ粒度での開示を求めるべき。
指標と目標	● 実施に関する指標の技術的なガイダンスの開示を求めるべき。また組織独自の指標以外だけでなくスタンダードに沿った指標の開示を求めるべき。

¹ これらは IFRS ウェブサイトに掲載されている(<https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#resources> 閲覧日:2022 年 2 月 18 日)

	● 物理的リスクの開示を推進すべき。また Scope1、Scope2 及び重要な Scope3 排出量の開示を求め、石油、ガス、電力部門に重要なメタン排出に関して改訂すべき。
● バリューチェーンや(可能な場合)個別の施設の立地等、報告組織の事業の理解を深めるための情報を含めるべき。 ● 開示されるデータの整合性を高めるための事例やガイダンスを含めるべき。 ● 異なる地域での実装可能性を高める努力を継続すべき(能力育成等)。 ● 比較可能性、及び企業価値だけでなくサステナビリティに関するパフォーマンスと成果と関連する開示を担保すべき。	

出所)PRI ウェブサイトより作成(<https://www.unpri.org/consultations-and-letters/pri-consultation-response-on-international-sustainability-standards-board-issb-exposure-drafts/10309.article> 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

また PRI は 2023 年 1 月に、ISSB における基準策定作業を支持する声明を発表しているが、その中で PRI が ISSB の Technical Reference Group に含まれていることを示している。

ISSB のこれまでの検討について PRI が支持を表明したのは以下の点である。

● サステナビリティ関連情報の財務報告と同時の開示 ● Scope1 に加え、Location-based で算出される Scope2 排出量、Scope3 排出量の開示 ● 気候関連リスクと機会が戦略と意思決定に与える影響の開示 ● 移行計画に関する前提条件、気候関連目標の範囲と、国際/地域的協定が移行計画にどのように影響を与えたかの開示 ● シナリオ分析が、どのようにレジリエンスと気候関連リスクと機会の検討に影響したかに関する開示

出所)PRI ウェブサイトより作成(<https://www.unpri.org/download?ac=17733> 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

1.2.2 WBCSD

持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)は、TCFD に基づく開示のあり方について検討するための Preparer Forum を設け、当該分野の主要企業が参画し、TCFD 開示を支援する文書を発表する等の試みをこれまで行ってきた。Preparer Forum では 2018 年 7 月の石油・ガス産業から始まり、2021 年までに電気事業、化学産業、食品・農業・林産品、建設・建材、自動車産業についての文書が発表されている。²

2022 年度における WBCSD の TCFD 関連の取組は、主に企業のシナリオ分析を支援することを主眼としていられる。2022 年 7 月に発表された Demystifying Climate Transition Scenarios³(作成 PWC)は情報開示における既存の統合評価モデル(IAM)シナリオについて平易に解説し、企業のシナリオ分析におけるそれらの活用を支援することを目的としたものである。本書では

² WBCSD ウェブサイト(<https://www.wbcsd.org/Programs/Redefining-Value/TCFD> 閲覧日:2022 年 2 月 18 日)

³ <https://www.wbcsd.org/Programs/Redefining-Value/TCFD/Resources/Demystifying-Climate-Transition-Scenarios> (閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

IAM の典型的な構造や、急激な技術変化を盛り込みにくく、新技術の導入に比べて在来技術の拡大を
選好するといった IAM の特徴について記載した上で、主な IAM(IEA の World Energy Model、
NGFS の各種シナリオ等)の違いについて解説している。

本書は以上のように IAM の解説を行った上で、これらのモデルは各種の前提条件、手法を用いた複
雑なプロセスであり、複雑性と計算時間というトレードオフの産物であるとしている。さらに、これらのモ
デルの成果はそのまま企業内部のモデルや開示に用いるべきではなく、利用者は定量的なシナリオの結
果に影響を与えている要因が何であるかを理解した上で用いるべきとしている。

また WBCSD は、TCFD 提言の推奨開示項目である戦略 c)「2℃以下のシナリオを含む異なる気候
関連のシナリオを考慮して、組織戦略のレジリエンスを記述する。」に関して、他の項目と比べて開示が
進んでいないことを受け、気候変動に対する組織戦略のレジリエンスを評価し、情報開示を支援する
Climate Scenario Analysis Reference Approach を開発した⁴。本手法では複数の公的なシ
ナリオをカタログ化、グルーピングすることで複数シナリオの比較検討を支援し、構造的な分析アプロ
ーチを提供している。さらに、本手法を用いた分析を支援する Climate Scenario Catalogue という
ウェブサイトを設定した⁵。これは主要なシナリオを分類し、データをウェブベースで可視化したものであ
る。Climate Scenario Analysis Reference Approach と Climate Scenario Catalogue
は以下の6つの指針に基づいて作成されている。

表 1-2 Climate Scenario Analysis Reference Approach の作成指針

指針	概要
簡潔性	新たな気候変動シナリオを考案して複雑にするのではなく、既存シナリオや変数に基 づく「シナリオシナリオファミリー」を作成し、それを用いた分析を実施する。
ビジネスとの関連性	ビジネスに関連した主要な移行指標や変数を提供することで、シナリオの諸条件をビ ジネス上の課題へつなげる架け橋を提供する。
包括性	パリ協定に整合したシナリオだけでなく、1.5℃シナリオなどの野心的なシナリオや BAU シナリオなど、起こりうる様々な結果に対するレジリエンスを評価する。
中立性	公的なシナリオから導き出された、将来起こりうる産業や市場の発展、選択肢、解決 策を幅広く考慮する。
比較可能性と透明性	複数の異なるシナリオの結果について、透明性を担保しつつ比較する。
解釈の容易さ	シナリオ分析に構造的で透明性のある視点を提供することで、そのプロセスと結果に 対して、投資家はより容易に解釈・比較することができる。

出所)WBCSD, User Guide: Energy Climate Scenario Catalogue より作成

現在、Climate Scenario Catalogue においてエネルギーシステムカタログ及び食糧・農業・林産
品についてウェブサイトが作成されている。前者のエネルギーシステムカタログには、シナリオエクス
プローラー、変数エクスプローラー、データのダウンロード、の3つの機能がある。シナリオエクスプ
ローラーにおいては、複数の公的なシナリオがカタログ化されており、それぞれのシナリオは表 1-3 に示す3
つのファミリーに分類されている。シナリオエクスプローラーでは2020年から2050年の時間軸におい
て選択したシナリオファミリーの主要な変数を比較して可視化する。また同一シナリオファミリー内にお

⁴ WBCSD, 2023, Climate Scenario Analysis Reference Approach: For companies in the energy
system <https://www.wbcsd.org/contentwbc/download/13879/200764/1> (閲覧日:2023年3月10日)

⁵ <https://climatescenariocatalogue.org/> (閲覧日:2023年2月21日)

けるシナリオ間の分布を示すことで、不確実性の範囲を表現している。変数エクスプローラーではカタログに含まれる全ての変数を部門別・地域別に可視化することができる。なお、シナリオエクスプローラー及び変数エクスプローラーで選択した変数は、自由にダウンロードすることができる。

表 1-3 Climate Scenario Catalogue における3つのシナリオファミリー

シナリオファミリー名	概要
Paris Ambitious 1.5°C	気温上昇を産業革命以前と比較して 1.5°C以内に抑える野心的なシナリオ群
Paris Aligned Well-Below 2°C	気温上昇を産業革命以前と比較して 2°C以内に抑えるシナリオ群
Current Policies/Business-as-Usual (BAU)	現行政策や NDC(国が決定する貢献)、その他公約に基づき、2100年までに産業革命以前と比較して 2.5°Cから 3°Cの気温上昇が生じるシナリオ群

出所)WBCSD, User Guide: Energy Climate Scenario Catalogue より作成

後者の食糧・農業・林産品においては、気候変動が当該セクターに与える影響を分析するため、温度シナリオ毎に当該セクターの将来をシナリオ化している。食糧・農業・林産品セクターでは特に、食料や燃料等の需要増加、温室効果ガス排出量削減のための政策対応、植物ベースの食品へのシフト、技術の進歩、が重要なパラメータになると示している。

なお食糧・農業・林産品分野は WBCSD が近年力を入れている分野であり、TNFD 対応も視野に入れた Nature-Positive Food & Agriculture Roadmap についても検討を行っている。

1.2.3 FRC

英国の Financial Reporting Council(英国財務報告評議会:FRC)は、監査法人やコーポレートガバナンスに関する監督業務を行う機関である。FRC は企業の情報開示、活用に関して毎年調査、ガイダンス等を刊行しており、TCFD ガイダンスの改訂にあたっても適宜参照している。FRC による文献 2 点について解説する。

(1) CRR Thematic review of TCFD disclosures and climate in the financial statements(2022 年 7 月)

英国ではプレミアム市場上場企業は 2022 年より TCFD 開示を義務付けられている。FRC はプレミアム市場に上場している企業 25 社(多様な産業より抽出:うち 60%が FTSE100 に含まれている)の 2021 年 12 月のレポートを調査した。この結果についてとりまとめたものが本書である。FRC は、企業は概ね開示義務化に対応しており、開示は従前に比べて改善されているとしつつも、下記の点についてさらなる検討が必要としている。

表 1-4 英国企業の TCFD 開示においてさらなる検討が必要とされた点

項目	概要
粒度と詳細度	開示が俯瞰的であり、異なる事業に対する影響を十分に説明していない事例があった。今後、粒度と詳細度が向上し、定量化が進むことを期待する。
バランス	機会についての説明において、在来より排出原単位が高い事業との比較を行っていない等の事例があった。今後、気候関連リスクと機会の議論のバランスが取れ、新技術への依存等についても説明が行われることを期待する。
他の開示内容との連携	戦略報告書において、企業のビジネスモデルと戦略に関する他の説明と気候関連シナリオ分析の成果を盛り込んだり、他のリスクと比較して気候関連リスクを議論したりする必要が生じる可能性がある。
マテリアリティ	TCFD 開示にどのようにマテリアリティを適用したかについて開示していない企業もあり、また多くは TCFD のセクター別のガイダンスをどのように取り入れたか明確にしていない。結果として、ある要素について言及していない場合に、それがマテリアルでないからなのかデータが不足している等の他の理由なのか不明である。 FRC は「チェックリスト」的アプローチを推奨するものではなく、企業が TCFD 開示においてどのようにマテリアリティを考慮したかを開示することを期待する。
TCFD 開示と財務報告開示との連動	企業の中には財務報告における気候関連の影響の記載が概略的であり、気候関連リスクの理解において有用でないものもあった。財務報告における記載(企業の判断、推計)が TCFD 開示と整合していること、気候関連の機会による成長がセグメント別の開示に適切に反映されていること等を期待する。また、重大な気候関連リスクやネットゼロへの移行計画を開示しつつ財務報告においてそれらを考慮しない企業に対しては疑義を呈する可能性がある。

出所)FRC, 2022, CRR Thematic review of TCFD disclosures and climate in the financial statements より作成

(2) FRC Lab Report: Net zero disclosures(2022 年 10 月)

FRC は企業の財務報告に関する対話の場として、2011 年に Financial Reporting Lab を立ち上げた。本書は Financial Reporting Lab によるもので、企業のネットゼロ/カーボンニュートラル目標が現状では具体性を欠くものになっているとする FRC の認識のもと、投資家がどのように企業のネットゼロ等のコミットメントに関する情報を活用するか、現状の開示に対する投資家の意見、及び開示側が直面する課題についてとりまとめたものである。作成に当たっては事業会社 15 社、金融機関等 11 社が参加し、また随所を開示の好事例及びその理由が記載されている。

本書ではネットゼロ開示について考慮すべき要素として、コミットメント、影響、パフォーマンスの 3 点集約し、それぞれ基本的事項(Foundational)と先進的事項(Advanced)に分類し、以下のようにとりまとめている。

表 1-5 ネットゼロ開示について考慮すべき要素

	コミットメント	影響	パフォーマンス
基本的	● 目標の対象ガス、種類(絶対値、原単位等)、達成年等を明確に提示 ● 除外、制約について記載	● ビジネスモデルへの影響を含む戦略を示し、移行計画の検討を開始 ● リスクと機会をバランスよく定義 ● 措定される将来コストの予測値を提供 ● 目標達成に当たっての不確実性や前提条件を財務情報と整合した形で説明	● 目標設定及び進捗確認の枠組みと手法を検討 ● 短中長期の目標を明確に記載 ● 現在までの進捗を記載(期待通りであるかを含む) ● 将来想定される経路の考え方を記載 ● 経営層がどのようにパフォーマンスを測定するかを説明 ● ガバナンスとモニタリング及び報酬との関係性について説明
先進的	● コミットメントが改訂されるかについて記載	● 影響と財務的な要請に関してアップデート ● 移行計画を開発・開示 ● 追加的な定量的な推計やシナリオ分析の必要性について検討	● 主なパフォーマンス指標の情報を提供 ● 外部保証の必要性を検討(取得した場合は開示の必要性を検討)

出所)FRC, 2022、FRC Lab Report: Net zero disclosures より作成

また、ネットゼロシナリオの開示に当たり、企業が自問すべき点として下記を挙げている。

表 1-6 ネットゼロシナリオの開示に当たり、企業が自問すべき点

基本的	先進的
● ネットゼロへ向けた戦略を明確にしたか。ビジネスモデルや戦略への重要な影響をどのように説明したか。 ● 該当する場合、事業構造やバリューチェーン等の変更を議論したか。 ● ネットゼロコミットメントから生じるリスクは何か(目標未達の場合含む)。 ● コミットメントがもたらす機会は何か。 ● 必要なコストはどれくらいか(期間、用途含む)。 ● 主な不確実性は何か。政策等の外部要因を考慮したか。 ● 内部的な不確実性の要因は何か(R&Dの成果等)	● シナリオ分析を行い、結果を自社の計画にフィードバックしたか。どの程度定量的に開示したか。 ● コミットメント達成の財務影響についてさらに情報を開示できるか。 ● コストを負担するためのファイナンスは必要か。それについて説明したか。 ● 該当する場合、前回から戦略と計画を改訂したか。その場合理由について示したか。

出所)FRC, 2022、FRC Lab Report: Net zero disclosures より作成

1.2.4 UNEP FI

国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP Financial Initiative: UNEP FI)は1972年に設立され、UNEPと200以上の金融機関からなるパートナーシップである。同イニシアティブはTCFDに関する普及啓発を行っている。2022年の活動の例として、金融機関にとっての物理的リスクの開示に関するウェビナーや、企業(金融機関)の取締役会が気候リスクをマネジメントするために、自社の資産のリスクが一覧できる「ダッシュボード」の要素についてとりまとめた文献を発表している。

またUNEPFIは、前述したGFANZメンバー組織の目標設定手法(Target-Setting Protocol)の発表等も行っている。

1.3 TCFDを含む非財務情報開示に関する動向等の調査

本年度業務では、気候変動関連情報を含む非財務情報開示に関する動向等の調査として、各イニシアティブなどによる文書を調査した。サステナビリティ開示に関わる諸機関はIFRS財団に統合されつつあることから、本年度の調査はIFRSサステナビリティ開示基準公開草案を中心としたものとなった。

1.3.1 IFRS サステナビリティ開示基準公開草案

IFRS サステナビリティ開示基準は、IFRS財団において設立されたInternational Sustainability Standards Board(ISSB:国際サステナビリティ基準審議会)において検討されている。ISSBは2022年3月に公開草案(Exposure Draft)を発表、⁶7月までにパブリックコメントを受け付けた。受領したパブリックコメントは1400に上り、2023年3月現在、2023年6月末までの最終化を目標としている。

公開草案に示された主なポイントとしては以下が挙げられる。

- サステナビリティ関連開示について、企業の一般目的財務報告の一部として開示することを要求。他の文書での相互参照は認められているが、これらについては一般目的財務報告に含められる情報と同様の責任を負うことを記載。
- TCFDの4テーマに基づく開示を求めているが、TCFDでは「奨励」とされているScope 3排出量を含め多くの項目について「開示しなければならない(shall disclose)」ものとして規定。また財務報告と同期間について報告すべき等記載。
- 産業別開示要件では、多くの産業について、SASBスタンダードに準拠したサステナビリティ関連の指標(例:製造時のGHG排出量やエネルギー消費量、製品の環境性能)、及び活動指標(生産量、販売量等)の双方についての開示を規定。
- 反面、重要性がない(not material)場合には、要求事項を開示する必要はないとされている。(全般的要求事項 paragraph 60)

TCFDコンソーシアムはIFRSサステナビリティ開示基準の公開草案に関する分析を行い、第20回企画委員会(2022年5月)で議論した。その上でパブリックコメントの起草・提出を行った(2.5.1 参

⁶ 全般的要求事項:<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/general-sustainability-related-disclosures/>
気候関連開示:<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-disclosures/>
(最終閲覧日:2023年3月13日)

照)。パブリックコメントに引き続く ISSB での検討状況は IFRS 財団ウェブサイト⁷に随時掲載されており、TCFD コンソーシアムは動画での配信を行った。コメント提出以後の検討内容は、TCFD コンソーシアムがコメントで記載した事項のいくつかについて盛り込む方向で検討していることを示唆するものである。

表 1-7 IFRS サステナビリティ開示基準に関する TCFD コンソーシアムのコメントと、ISSB による検討の対比

課題	検討状況
Scope3 排出量算定が困難	一時的措置として、GHG プロトコルに沿って Scope 1～Scope 3 排出量の算定、Scope3 排出量の開示要求を猶予する。
排出量の報告と財務指標の報告の同時性の担保が困難	一時的措置として、財務報告とサステナビリティ報告を同期間とすることを要求しない。
中堅・中小企業における負担	レジリエンスの検討のためのシナリオ分析は、コストや労力が過度でない範囲で行うことを記載する方向で検討。

出所)IFRS 財団ウェブサイト(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/> 最終閲覧日:2023 年 3 月16日)

1.3.2 EU におけるサステナビリティ情報開示の動向

欧州では 2014 年の非財務情報開示指令(NFRD)の発効を契機に非財務情報開示の法制化が進められてきた。企業が環境・社会に及ぼす影響も開示する、「ダブルマテリアリティ」の考え方にに基づき、現時点ではタクソノミー規則(2020 年施行)、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR、2021 年施行)及び NFRD の後継である企業サステナビリティ報告指令(CSRD、2023 年 1 月発効)の 3 本柱を基に、EU 域内の上場企業等が非財務情報開示を進めている。

更に、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が CSRD を基に開示項目を詳細化した報告基準である欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の公開草案を 2022 年 4 月に発表し、2023 年 6 月までの法制化を目指し審議中である。ここでは、2022 年度の動向について、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を取り上げる。⁷なお TCFD コンソーシアムは、これらに関して会員企業に対する説明動画を配信した。

(1) サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)

サステナブルファイナンス開示規則(Sustainable Finance Disclosure Regulation:SFDR)は 2021 年 3 月に適用開始された、金融商品の非財務的な性質の開示に関する規則である。同規則は EU の金融セクターを対象に、投資プロセスにおけるサステナビリティに関する開示の透明性向上が目的である。これはいわゆるグリーンウォッシュの一掃が目的の一つであり、全ての EU 金融市場の参加者及び金融アドバイザーを対象として適用される。欧州の投資家に金融商品を販売している場合は、欧州以外の外国の金融機関であっても対象となる。

金融機関は、サステナビリティ・リスク統合方針(第 3 条)、サステナビリティに有害な影響を与える事

⁷ EU において規則(regulation)はそれ自体が執行力を持ち、国内法よりも優先される。これに対して指令(Directive):加盟国間での規制内容の統一を目的とし、加盟国で法律を作成するものである。

象(PAI)(第4条)、報酬方針(第5条)等ウェブサイトや目論見書等に開示することを求められる。

表 1-8 SFDR における第8条ファンドと第9条ファンドの概要

ファンド	特徴	開示すべき内容
第8条ファンド	環境・社会要因を促進する金融商品 (ライト・グリーン・ファンド)	● 環境、社会要因の特徴の整合性、ベンチマークとしての指標の整合性、指標の計算方法など
第9条ファンド	サステナブル投資を目的とする金融商品 (ダーク・グリーン・ファンド)	● 指標とサステナビリティ目標との整合性、他の指標との差異 ● 指標がない場合の目標達成に関する説明 ● GHG 排出量削減が目標となっている場合、パリ協定目標から見た目標設定の考え方、指標の計算方法など

出所)SFDR 条文より作成

(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2088&from=EN> 閲覧日：2023年2月7日)

(2) 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)

企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive:CSRD)は、サステナブル情報開示の開示基準の大枠を定めた指令であり、2014年に策定された非財務情報開示指令(NFRD)の後継と言うべきものである。同指令は2023年1月5日に発効し、18ヶ月以内に加盟国において国内法化が予定されている。NFRDとの相違点として、NFRDは拘束力を有しなかったが、CSRDは開示要件が標準化、義務化されていることが挙げられる。また、NFRDの開示項目に加え、企業の環境への影響、人権や社会基準、持続可能性に関するリスクが新たに加わる。開示対象は、EUの非上場会社を含むほか、一定条件を満たすとEU域外の企業も含むため、日本企業は親会社を含めその適用対象に留意が必要である。

表 1-9 CSRD の概要

項目	概要
対象企業	大規模企業及び EU の規制市場に上場をしている企業。なお大企業とは以下の 3 つの基準値のうち、2 つ以上の基準値を超えている企業を指す：従業員 250 名(事業年度平均)、売上高 4,000 万ユーロ、総資産 2,000 万ユーロ
開示項目	NFRD 開示事項に加え、将来情報、非有形固定資産(社会的、人的、知的資本)に関する情報開示など
対象企業数	対象企業範囲は 2024 年(報告年次は 2025 年)以降段階的に拡大。最終的には中小企業も含め、NFRD の約 4 倍となる約 50,000 社となる。
EU 域外企業の取り扱い	EU 域外の大企業の子会社や域内に支店を持つ企業についても、一定規模以上の場合対象
その他	ESRS(後述)に基づく開示、情報の第三者保証の義務化、デジタル化等が盛り込まれる

出所) CSRD 草案 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0189> (閲覧日: 2023 年 2 月 7 日))

CSRD は下記のスケジュールにより導入される。

- 2024 年: 各加盟国が国内法制度を整備(～7月)、EU で定める従業員数 500 人以上の企業に適用
- 2025 年: EU で定める全ての大企業に適用
- 2026 年: EU で定める中小企業に適用(さらに小さい「マイクロ企業」は対象外)

(3) 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standard: ESRS)は前述の CSRD の具体的な報告基準を定める基準であり、気候変動だけでなく環境・社会といった広範な領域をカバーしている点が特徴である。ESRS については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が CSRD に基づき開示に係る規則・要件等を定めた情報開示基準草案を 2022 年 4 月に作成し、市中協議に付した後、2022 年 11 月に欧州委員会に提出しているものが現状公開されている最新の文書である。欧州委員会はこれに基づいて最終的な基準を 2023 年 6 月までに採択し、欧州議会と理事会に付した後、2024 年より段階的に導入する予定である(初回報告は 2025 年、中小企業は 2026 年より導入)。

ESRS の全体像について以下に示す。

表 1-10 ESRS の全体像

項目	該当する ESRS
横断的	ESRS 1 全般的要求事項(ダブルマテリアリティ等、開示の要件について説明)
	ESRS 2 全般的開示(TCFD の 4 テーマと概ね整合した開示項目について説明)
環境	ESRS E1 気候変動(気候変動に関して開示すべき要件について説明)
	ESRS E2 公害
	ESRS E3 水と海洋資源
	ESRS E4 生物多様性と生態系
	ESRS E5 資源とサーキュラーエコノミー
社会	労働、コミュニティ、消費者等 4 テーマ
ガバナンス	企業行動
補遺	TCFD、IFRS サステナビリティ開示基準(IFRS SX)との対比等

出所)EFRAG ウェブサイト(<https://www.efrag.org/lab6> 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)より作成

ESRS は TCFD と類似した構成となっているが、「ダブルマテリアリティ」をはじめとした相違点も存在する。これらについて以下に示す。

表 1-11 ESRS の主な特徴と TCFD との相違点

項目	主な特徴
ガバナンス	「報酬」について、TCFD では「指標と目標」で言及されているところ、ESRS では「ガバナンス」で記載
戦略	1.5℃目標、ロックインされた排出量と座礁資産に関する記載の強化 - 目標からのカーボンプレジットの排除 - EU タクソノミー、SFDR 等との整合
リスクマネジメント	「影響、リスク及び機会のマネジメント」として、リスク、機会に加え影響も記載されている(ダブルマテリアリティ) - デューデリジェンス、方針と活動の報告に関する記載
指標と目標	Scope 3 排出量の記載

出所)EFRAG ウェブサイト(<https://www.efrag.org/lab6> 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)より作成

1.3.3 GFANZ

ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟(Glasgow Financial Alliance for Net Zero: GFANZ) は 2021 年 11 月の COP26 にて設立が宣言された金融機関の有志連合であり、現在、50 か国以上 550 を超える金融機関が加盟している。GFANZ は既に存在する 7 つの金融分野のネットゼロ連合を束ねる役割を有するが、これらの組織に加盟する金融機関は 2050 年ネットゼロに向けた取組みへのコミットが求められる。

表 1-12 GFANZ 参加団体の概要

団体名	分野	規模	目標
Net-Zero Asset Managers initiative (NZAM)	アセット・マネージャー	66 兆ドル (運用資産額)	2050 年またはそれ以前に管理資産の排出量をネットゼロと整合
Net-Zero Asset Owner Alliance (NZAOA)	アセット・オーナー	11 兆ドル (保有資産額)	2050 年までに保有資産の排出量をネットゼロと整合
Paris Aligned Asset Owners (PAAO)	アセット・オーナー	3.3 兆ドル (保有資産額)	投資ポートフォリオをパリ協定目標と整合
Net-Zero Banking Alliance (NZBA)	銀行	72 兆ドル (金融資産額)	2050 年またはそれ以前に投融資ポートフォリオをネットゼロと整合
Net-Zero Insurance Alliance (NZIA)	保険会社	0.7 兆ドル (総収入保険料)	2050 年までに引受ポートフォリオの排出量をネットゼロと整合
Net Zero Investment Consultants Initiative (NZICI)	投資顧問	10 社	投資アドバイザリー業務にネットゼロとの整合を盛り込む(資産配分への反映、アセット・マネージャーの選択等)
Net Zero Financial Service Providers Alliance (NZFSPA)	金融サービスプロバイダー	23 社	2050 年またはそれ以前のネットゼロ達成へ向けたサービス、商品の提供、自社目標の設定等

出所)GFANZ ウェブサイト(<https://www.gfanzero.com/membership/sector-specific-alliances/> 閲覧日:2023 年 2 月 24 日)

GFANZ は一連のレポートの発表を通じて、金融機関がネットゼロ実現に貢献するためのフレームワークを積極的に提案した。具体的には金融機関のネットゼロに向けた移行計画、セクター別移行経路、実経済の移行計画、ポートフォリオ整合性管理、多排出資産の段階的削減などである。

GFANZ が 2022 年 11 月に発表した「金融機関のネットゼロ移行計画最終レポート」では、金融機関がネットゼロを達成するためのフレームワークを「提言及びガイドライン」の形で発表した。これは TCFD と類似しているが、「エンゲージメント戦略」の策定を促しているところが異なる。このように GFANZ の特徴として、金融機関による能動的な取組を強調していることが挙げられる。

表 1-13 GFANZ における金融機関に求められる移行計画の構成

Foundations (基礎)	Implementation Strategy (実行戦略)	Engagement Strategy (エンゲージメント戦略)	Metrics and Targets (指標と目標)	Governance (ガバナンス)
他の 4 つのファイナンス戦略を横断する組織の全体的アプローチ	事業、製品、サービス、政策をネットゼロ目標に整合させる戦略	外部ステークホルダーをネットゼロ目標へ向けて巻き込む戦略	ネットゼロ目標への進捗をモニタリングする一連の指標と目標	計画の実施を監督、動機付け、支援する構造
● 目標と優先順位: ネットゼロ目標の設定と優先的なファイナンス戦略を記載	● 商品とサービス: 既存及び新たな商品・サービスを活用した投融資先のネットゼロ移行支援 ● 活動と意思決定: 金融機関の評価と意思決定ツールやプロセスにおけるネットゼロ目標と優先事項の位置づけ ● 方針と実行条件: 優先すべきセクターに対する政策、条件の設定・適用	● 顧客、ポートフォリオ企業とのエンゲージメント: フィードバックと支援によるトランジション支援 ● 業界内でのエンゲージメント: 知見の共有、共通課題への対応、外部ステークホルダーへの発信 ● 政府・公的セクターとのエンゲージメント: 直接的・間接的なロビー活動によるネットゼロ支援及び個社活動の調整	● 指標と目標: 短期・中期・長期の指標と目標の策定(ネットゼロへのトランジション計画実施支援を含む)	● 役割・責任・報酬: 取締役会の役割の設定、適切な人員の配置、報酬インセンティブの活用、移行計画のレビュー ● スキルとカルチャー: 必要なスキルに関する訓練の提供、組織文化へのネットゼロ移行計画の組み込み

出所) GFANZ, 2022, “Recommendations and Guidance on Financial Institution Net-zero Transition Plans”より作成

GFANZ によれば、GFANZ と TCFD をはじめとしたイニシアティブとの相違点は下記の通り。TCFD との主要な相違点は「エンゲージメント戦略」及び「自然ベースの(nature-based)インパクト」である。

Table 2: Summary view: disclosures relevant for financial institutions

THEME	COMPONENT	SUB-COMPONENT	DISCLOSURE AND DATA COLLECTION			TARGET-SETTING & VALIDATION		ASSESSMENT TOOLS	
			TCFD	ISSB	CDP	SBTI	TPI-CP	ACT	CA 100+
Foundations	Objectives and priorities	• Objectives and overarching strategy							
		• Governing principles ^{56,57}							
Implementation Strategy	Activities and decision-making	• Business planning and operations							
		• Financial planning							
		• Sensitivity analysis							
	Policies and conditions	• Transition-related policies							
		• Nature-based impact							
Engagement Strategy	Products and services	• Products and services							
	Value chain	• Clients/portfolio companies and suppliers							
	Industry	• Industry peers							
Metrics and Targets	Metrics and targets	• Government and public sector							
		• GHG emissions metrics							
		• Sectoral pathways							
		• Carbon credits ⁵⁸							
		• Business and operational metrics							
		• Financial metrics							
		• Nature-based metrics							
Governance	Roles, responsibilities, and remuneration	• Governance metrics							
		• Board oversight and reporting							
		• Roles and responsibilities							
	Skills and culture	• Incentives and remuneration							
		• Skills and trainings							
		• Change management and culture							

図 1-1 GFANZ と他のフレームワーク等との対比

出所)GFANZ, 2022, Expectations for Real-economy Transition Plans

また TCFD 等の気候リスクマネジメントのフレームワークと GFANZ は相互補完的で、共通のデータ、指標、経路を利用し、顧客やポートフォリオ企業とのエンゲージメントを伴うとしながらも、前者が気候関連リスクのガバナンス、プロセス、戦略への統合を行うのに対し、後者は組織の主要事業でのネットゼロへのコミットメントの実装を行うことを目的としている点で異なるとしている。

1.3.4 TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD) は金融機関や企業に対して自然資本及び生物多様性の観点からの事業機会とリスクの情報開示を求める国際的なイニシアティブであり、UNEP FI、UNDP、WWF、グローバル・キャノピー(環境 NGO)の 4 機関により 2020 年に設立が表明され、2021 年 6 月に正式に発足した。⁸2019 年世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)で着想され、自然資本への依存度が高い事業活動や資金の流れをネイチャーポジティブに移行させることを狙いとしている。

TNFD は、オープンイノベーションアプローチを採用し、開発途中の構想を公表し関係者からフィードバックを開発に反映している。その目的で公開されたベータ版は、2022 年 11 月に発表された v0.3 が最新である。⁹ここには、TCFD 開示について自然と事業活動の関係を考慮し、更なる変更が必要であ

⁸ TNFD ウェブサイト(<https://tnfd.global/> 閲覧日:2023 年 3 月 7 日)

⁹ 本報告執筆時点で、ベータ版 v0.4 の公表は 2023 年 3 月 28 日を予定している。

るとし、開示提言の改定案を示している。

表 1-14 TNFD 自然関連開示提言(v0.3における改定案)

ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が、自然関連の依存関係、影響、リスク、機会をどのように特定、評価、管理しているかを開示する。	自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を評価し管理するために使用される指標と目標を開示する(かかる情報が重要である場合)。
A. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に関する取締役会の監視について説明する。 B. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存関係、影響、リスク、機会について説明する。 B. 自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響について説明する。 C. 様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。 D. 完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する。	A. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を特定し、評価するための組織のプロセスを説明する。 B. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。 C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。 D. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を生み出す可能性のある、価値創造に使用される見解の情報源を特定するための組織のアプローチを説明する。 E. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に対する評価と対応において、権利保有者を含むステークホルダーが、組織にどのように関与しているかを説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、自然関連リスクと機会を評価し管理するために使用している指標を開示する。 B. 直接、上流、そして必要に応じて下流の依存関係と自然に対する影響を評価し管理するために組織が使用する指標を開示する。 C. 組織が自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を管理するために使用している目標と、目標に対するパフォーマンスを説明する。 D. 自然と気候に関する目標がどのように整合され、互いに貢献し合っているか、またトレードオフがあるかどうかを説明する。

出所)TNFD, 2022, “The TNFD Nature-related Risk and Opportunity and Disclosure Framework beta v0.3 Summary Japanese Language Version”より作成

TNFD は ISSB のサステナビリティ開示基準(SX)との連携も視野に入れているが、完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域と組織の相互作用についても記述を求めている、ダブルマテリアリティの考え方を採用している。自然資本を意識し追加された項目(戦略のうち D, リスクと影響の管理のうち D,E, 指標と目標のうち D)や、気候変動という Scope1~3 を自然資本の観点に置き換え、サプライチェーンの管理を求める項目(指標と目標のうち D)がある。

もう一つの TNFD フレームワークの特徴として、自然関連のリスクと機会を評価するプロセスとして LEAP (Locate, Evaluate, Assess, Prepare)というものを採用している点が挙げられる。具体的には自然との接点の発見(Locate)、依存関係と影響の診断(Evaluate)、重要なリスクと機会の評価(Assess)、それらへの対応、対応し報告するための準備(Prepare)を行うというものである。

表 1-15 LEAP アプローチの概要(ベータ版v0.3)

自然との接点の発見 【Locate】	依存関係と影響の診断 【Evaluate】	重要なリスクと機会の評価 【Assess】	対応し報告するための準備 【Prepare】
L1:ビジネスのフットプリント 当社の直接の資産とオペレーションはどこにあるのか、当社に関連するバリューチェーン(上流と下流)活動はどこにあるのか？ L2:自然との接点 これらのアクティビティが接点を持っている生物群や生態系はどれか？ 各地域の生態系の現在の完全性と重要性は何か？ L3:優先地域の特定 当社組織が、生態系の完全性が低い、生物多様性の重要性が高い、および／あるいは水ストレスを抱えている地域であると評価された生態系と相互作用しているのはどこか？ L4:セクターの特定 どのセクター、事業部門、バリューチェーン、アセットクラスがこのような優先地域で自然と接点を持つか？	E1:関連する環境資産と生態系サービスの特定 関連する環境資産と生態系サービスの特定 各優先地域で行われている自社のビジネスプロセスと活動は何か？各優先地域でどの環境資産と生態系サービスに依存関係あるいは影響があるか？ E2:依存関係と影響の特定 各優先地域において、当社に事業全体に関わる自然関連の依存関係や影響は何か？ E3:依存関係の分析 各優先地域における自然への依存関係の環境、程度はどのくらいか？ E4:影響の分析 各優先地域における自然への影響の規模、程度はどのくらいか？	A1:リスクと機会の特定 当社のビジネスにとって、どのようなリスクと機会があるか？ A2:既存のリスク軽減およびリスク・機会管理 既存のリスク軽減およびリスク・機会管理アプローチですでに適用しているものは何か？ A3:追加のリスク軽減およびリスク・機会管理 追加で検討すべき軽減およびリスク・機会管理行動は何か？ A4:リスクと機会のマテリアリティ評価 どのリスクや機会が重要で TNFD の開示提言に沿って開示する必要があるか？	【戦略とリソース配分】 P1:戦略とリソース配分 この分析の結果、下すべき戦略とリソース配分の決定は何か？ P2:パフォーマンス測定 どのように目標を設定し進捗度を定義・測定するのか？ 【開示アクション】 P3:報告 TNFD 開示案に沿って、何を開示するのか？ P4:公表 自然に関する開示はどこで、どのように開示するのか？

出所)TNFD, 2022, “The TNFD Nature-related Risk and Opportunity and Disclosure Framework beta v0.3 Summary Japanese Language Version”より作成

なお、2022 年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において採択された昆明・モ

ントリオール生物多様性枠組の目標 15 でも、企業や金融機関が生物多様性に係るリスクを評価し、開示することを推奨しており、TNFD の考え方を早期に採用した形が伺える。

1.3.5 米国証券取引委員会(SEC)の規則提案

米国証券取引委員会(SEC)は 2021 年以降、気候関連情報開示のあり方についてパブコメの募集を含め検討していたが、2022 年 3 月 21 日、気候関連情報開示の開示ルール案として「投資家のための気候関連情報開示の強化と標準化に関する規則提案(Proposed rule:The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors)」を発表した。¹⁰後述するように本規則は 2023 年からの導入が計画されているが、現状では進捗状況については明らかとなっていない。

SEC 規則案の TCFD 提言との対比を以下に示す。概ね TCFD 提言と整合しているが、Scope1～3 排出量として開示されるものにはオフセットを除く値で示すことを明記しているほか、オフセットまたは再エネ証書を用いている場合はその数量を示すことを要請している。

表 1-16 SEC の規則案で求められる開示と TCFD 推奨開示との対比

SEC 規則案で開示が求められている項目	対応する TCFD 推奨開示
取締役会と経営陣による気候リスクのガバナンス	ガバナンス a) b)
短中長期に重要な影響が発現する気候リスクの特定の手法	戦略 a)
気候リスクがどのように戦略、ビジネスモデル、展望に影響を与えると想定されるか	戦略 b)c)
気候関連リスクの特定・評価・マネジメントするプロセス及び全体的なリスクマネジメントへの統合	リスクマネジメント a)b)c)
移行計画の説明(関連する指標と目標を含む)	戦略 b)移行計画
シナリオ分析を用いる場合、シナリオや予測される財務影響の説明	戦略 b)c)
インターナルカーボンプライスをを用いている場合はその説明	指標と目標 a)
気候関連事象や移行活動の影響	戦略 b)
Scope1 及び Scope2 排出量(それぞれ別個に、またガス別及び合計値を、オフセットを除く絶対値及び原単位で記載)	指標と目標 b)
Scope3 排出量(重要な場合か、Scope3 を含む目標を有している場合に、オフセットを除く絶対値及び原単位で記載)	指標と目標 b)
気候関連の目標を持つ場合、下記を記載 ● 対象活動や排出量、目標年次、中間目標 ● どのように目標を達成するか ● 目標達成への進捗状況(年次) ● オフセットまたは再エネ証書を用いている場合はその数量	指標と目標 a)c)

出所)SEC, 2022, Fact Sheet:Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures 等より作成

本提案は現状では大枠を示した段階であり、2022 年 5 月 20 日までの市中協議を経て最速のスケジュールでは一部の企業は 2023 年から計測を開始し、2024 報告年から開示を開始し、以後、段階

¹⁰ SEC, 2021, The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors 及び関連プレスリリース(<https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46> 閲覧日:2022 年 3 月 25 日)

的に企業規模に従い導入することを目指している。予定されている導入スケジュールは以下の通り。

表 1-17 SEC の規則案の導入スケジュール(予定)

	Scope1/2 排出量及び原単位	Scope3 排出量及び原単位
早期登録大規模会社	● 2023 年の値(2024 年報告) ● 限定的保証:2024 年の値(2025 年報告) ● 合理的保証:2026 年の値(2027 年報告)	● 2024 年の値(2025 年報告)
早期登録会社	● 2024 年の値(2025 年報告) ● 限定的保証:2025 年の値(2026 年報告) ● 合理的保証:2027 年の値(2028 年報告)	● 2025 年の値(2026 年報告)
小規模報告会社 (SRC)	● 2025 年の値(2026 年報告)	● 報告対象外

出所)SEC, 2022, Fact Sheet:Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures より作成
早期登録大規模会社:浮動株の時価総額 7 億ドル以上の企業 早期登録会社:同 7500 万ドル以上 7 億ドル未満の企業(その他条件あり)

1.3.6 その他機関

(1) CDSB、SASB

気候変動開示基準委員会(CDSB)と米国サステナビリティ会計基準審議会(SASB)は、TCFD コンソーシアムの設立時に”Knowledge Partner”となった組織である。CDSB は前述のように 2022 年 1 月に IFRS 財団に統合され、以後 CDSB としての発表は行わないこととなった。また SASB も、IIRC と統合した Value Reporting Foundation(VRF)を経て 2022 年 8 月に IFRS 財団に統合された。SASB は VRF に統合されていた 2022 年 5 月に衣料品・アクセサリ・製靴産業のためのスタンダードを発表したほか、メディア・サービス産業におけるコンテンツのガバナンス、化学産業におけるプラスチックのリスクと機会、食品・飲料産業における代替たんばく製品等に関するスタンダードを発表している。¹¹

(2) VRF

企業の統合報告書の作成についての考え方を示した「国際統合報告フレームワーク」を作成した国際統合報告書委員会(International Integrated Reporting Council:IIRC)は、前述の SASB と 2021 年に合併して Value Reporting Foundation(VRF)を設立した。VRF はさらに 2022 年 8 月に IFRS 財団と統合されている。

VRF は 2022 年 8 月に Integrated Thinking Principles 1.0 を発表した。¹²これは 6 つの原則からなり、IFRS サステナビリティ開示基準に加え、IIRC のフレームワークや SASB スタンダードと併せて、企業活動に対して持続可能なビジネス慣行を統合化させることを目的としたものである。具体的には以下の通り。

¹¹ SASB ウェブサイトのプレスリリース等(<https://www.sasb.org/about/news/> 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

¹² IIRC ウェブサイト(<https://www.integratedreporting.org/news/the-transition-to-integrated-thinking-a-guide-to-getting-started-is-now-available/> よりダウンロード可能。閲覧日:2023 年 3 月 13 日)

表 1-18 Integrated Thinking に関する諸原則

原則	概要
Purpose(目的)	組織が社会と環境に与える貢献を抽出し、自社の存在意義を明記する。
Governance (ガバナンス)	取締役会等がどのように価値を創造するかを示す。 戦略の執行が組織構造、業際的チーム、意思決定プロセスとリスク及び機会のマネジメントプロセスによりどのようにして実現するかを規定する。
Culture(文化)	鍵となるステークホルダーを知り、それらの信頼を得て組織の基本的な価値と整合した文化を推進する。
Strategy(戦略)	顧客のニーズに応え、資金的な余剰を生み出すような機会をとらえ、リスクを回避し、利用可能な資源を最大化する。
Risks & Opportunities (リ スクと機会)	自らの組織のビジネスモデル、運営と戦略が内部及び外部環境に与える影響及びその逆について評価する。
Performance (実績)	自らの組織が創造・維持・喪失した価値を計測し、伝達する。

出所) VRF, 2022, Transition to integrated thinking: A guide to getting started

併せて VRF は、これらの原則に基づく”integrated thinking”(統合的思考)の事例を紹介している。¹³

¹³ Integrated thinking case studies (<https://www.integratedreporting.org/case-studies-from-the-business-networks-integrated-thinking-strategy-group/> 閲覧日:2023 年 3 月 13 日)

1.4 TCFD の動向調査

本年度のTCFDとしての刊行物は「ステータスレポート」(2022年10月)及びTCFDの概要を見やすい形でまとめた”Overview Booklet”(2022年12月)が挙げられる。TCFD コンソーシアムは、ステータスレポートについては企画委員会資料として取りまとめている。また 2022 年 2 月に発表された”Workshop in a Box”については翻訳を行った(1.6 参照)。

1.5 TCFD コンソーシアムの運営体制変更に向けた調査

標記調査の一環として、参考となり得る機関の規約等を把握・整理した。併せて、経済産業省、TCFD コンソーシアム企画委員と、TCFD コンソーシアムの運営体制のあり方について協議を行った。このような協議の結果として開催した「TCFD 開示セミナー」については 2.2.6 に示す。

1.6 TCFD からの刊行物

2022 年以降の TCFD の刊行物として、”Workshops in a Box”及び 2022 年ステータスレポートが挙げられる。これらについて以下に示す。なお原文は TCFD のウェブサイトより入手可能である。¹⁴

1.6.1 Workshops in a Box

“Workshops in a Box”は TCFD が 2022 年 2 月に発表したものであり、TCFD について平易に解説を試みたものである。内容はプレゼンテーション形式でまとめられたものであり、TCFD の背景や基礎を記載した”Fundamentals”、及び TCFD の 4 テーマのそれぞれについて、計 5 種類が作成されている。内容的には 2021 年に刊行された”Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures”(TCFD コンソーシアム訳、長村政明、TCFD コンソーシアム企画委員会監訳、気候関連財務情報 開示タスクフォースの提言の実施)の記載に基づき、また開示事例を含めたものである。

TCFD コンソーシアムは“Workshops in a Box”を和訳した。また一部について、2023 年 2 月に開催した「TCFD 開示セミナー」の資料としても用いた。

1.6.2 2022 年ステータスレポート

本文献は TCFD が 2018 年以降毎年発表している「ステータスレポート」の 2022 年版である。ステータスレポートは AI レビュー、サーベイ、AM、AO に対する調査を併用して行ったものである。過年度のステータスレポート同様、開示の進展は「勇気づけられる」としながらも、decision-useful な情報を開示する企業数は不十分であることを示唆する結論となっている。TCFD は継続してモニタリングを行い、2023 年に金融安定理事会(FSB)に報告することとなっている。

ステータスレポートの調査手法を以下に示す。

¹⁴ TCFD 出版物(<https://www.fsb-tcfd.org/publications/> 最終閲覧日:2023 年 3 月 13 日)

表 1-19 TCFD による 2022 年ステータスレポートの概要

調査方法	手法等	主な結果
AI レビュー	金融(銀行、保険)及び非金融計 8 業種 1,434 社の 2021 年度財務報告書、統合報告書等を調査	TCFD 開示の範囲は拡大しているが、全 11 項目のいずれかを開示した企業は 80%に上るのに対し、全てについて開示した企業は 4%に留まり、さらなる向上が必要。
サーベイ	アンケート調査 ● 情報開示 226 社 ● 投資家等 42 社 その他 131 社(計 399)	2021 年に TCFD 開示を行った企業の 70%が財務報告書またはアニュアルレポートに開示(2017 年は 45%) 投資家等の 90%が、ファイナンス上の意思決定に気候関連情報を用いると回答。
AM、AO 調査	これらは AI レビュー対象外であり、2021 年度の PRI への報告を参照した。	アセット・マネージャー、アセット・オーナーによる開示も進みつつある。AM の 60%、AO の 75%が、受益者等に対する開示を報告したが、全 11 項目について開示した AM、AO は存在しない。

出所)TCFD、2022、「2022 Status Report」より作成

TCFD コンソーシアムの取組については、下記について記載されている。

表 1-20 2022 年ステータスレポートにおける TCFD コンソーシアムへの言及

メキシコ TCFD コン ソーシアム 設立支援 (p.104)	In December 2021, with support and participation from members of the Japan TCFD Consortium, Mexican industry leaders and the Central Bank of Mexico initiated efforts to establish a Mexican TCFD Consortium. The primary goal of the Consortium is “to promote an increase in the disclosure of financially material ESG risks, starting with climate risks in accordance with the recommendations of the TCFD.” Preliminary efforts to establish a pilot structure for the Mexican TCFD Consortium are currently underway.
TCFD ガイ ダンス 3.0 の発表 (p.105)	In October 2022, the industry-led TCFD Consortium in Japan released an update to guidance first released in December 2018, which provided detailed commentary on how to implement the TCFD recommendations for five industrial sectors. The updated guidance — Guidance on Climate-related Financial Disclosures 3.0 — incorporates updates the Task Force made to its annex in 2021 and the 2021 metrics and targets guidance.

出所)TCFD、2022、「2022 Status Report」より作成

2. TCFD コンソーシアムの運営

2.1 TCFD コンソーシアムの概要

TCFD コンソーシアムは、TCFD 提言へ賛同する企業や金融機関等が一体となって取組を推進し、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取組について議論する場として 2019 年 5 月に設立された。現在、日本の TCFD 賛同企業の約 2/3 に相当する 753 機関(2023 年 3 月 22 日時点)が TCFD コンソーシアムに参加している。

2.2 TCFD コンソーシアムの運営

2.2.1 TCFD コンソーシアム総会の開催

TCFD コンソーシアム第4回総会について、2022 年 6 月 13 日からの動画配信で議事内容を説明し、後日事務局あてに意見を提出していただき、決議をするという形式で実施した。

総会の議事は以下の通り。

- | |
|-------------------------------|
| (1)開会 |
| (2)TCFD コンソーシアム会長挨拶 |
| (3)2021 年度 TCFD コンソーシアムの活動報告 |
| (4)総会決議 |
| ① 議案1:TCFD コンソーシアム企画委員の選任について |
| ② 議案2:TCFD コンソーシアムの規約改正について |
| (5)閉会 |

総会決議の議案 1 及び議案 2 について、賛成多数で可決された。議案 1(TCFD コンソーシアム企画委員の選任)については、企画委員全員の再任について承認された。議案 2(TCFD コンソーシアムの規約改正)について、第6条(会費)及び第 19条(解散)に関する改正が承認された。

2.2.2 企画委員会の開催

TCFD コンソーシアムでは、本年度もコンソーシアムの運営のための企画委員会を開催した。開催実績は以下の通り。

表 2-1 2022 年度 TCFD コンソーシアム 企画委員会の開催実績

回	開催日	概要
20	2022 年 5 月10日	(1)気候関連情報開示を巡る最近の動向について (2)TCFD ガイダンス 2.0 の改訂について (3)TCFD コンソーシアム総会について (4)その他
21	2022 年 7月1日	(1)IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に関する意見提出について (2)TCFD コンソーシアム アンケートについて (3)その他
22	2022 年 7月27日 ※書面開催	(1)TCFD ガイダンス 3.0 について (2)その他(TCFD サミット2022の開催について)
23	2022 年 9月8日	(1)TCFD コンソーシアムの本年度の活動について (2)TCFD サミット2022の開催について (3)その他
24	2022 年 9月22日 ※書面開催	TCFD ガイダンス3.0の書面決議について
25	2022 年 11月1日	(1)TCFD サミット 2022 開催報告 (2)TCFD コンソーシアム アンケート結果について (3)TCFD コンソーシアムの本年度の活動について (4)その他
26	2023 年 3 月29日	(1)TCFD コンソーシアムの活動の一環としての教育啓発のあり方について (2)TCFD コンソーシアムの 2022 年度事業ご紹介と次年度の予定について (3)ディスカッション:気候関連情報開示の今後と TCFD コンソーシアムについて (4)その他

2022 年7月 27 日(第 22 回)と 9 月 22 日(第 24 回)の企画委員会は、「TCFD ガイダンス 3.0」の検討と最終段階の確認にあたり、書面にて開催した。その他の企画委員会は、オンライン・対面を併せた第26回以外は、新型コロナウイルス対応等のためオンライン形式で開催した。

2.2.3 ラウンドテーブルの開催

TCFD 提言に基づく開示を行う事業会社(開示側)と、それら情報を活用する投資家(活用側)による小規模な対話の場を提供し、開示側が開示検討過程で生じた疑問や課題、それらに対する活用側の視点等について意見交換を行うとともに、情報開示の更なる進展へとつなげることを目的として、TCFD コンソーシアム会員企業のうち、参加を希望した企業から、事業会社、投資家の双方からなる「ラウンドテーブル」をオンライン形式で4回開催した(第9回～第12回)。

開催に際しては、複数の事業会社及び投資家からなる分科会を組織してディスカッションを行うことを原則とし、冒頭に全体説明、分科会後に全体ラップアップを開催した。ディスカッションは通常は事業会社3～4社、投資家2社を一つの単位として実施した。事業会社は、募集時に組み合わせの意向を伺い、それを可能な限り反映した組み合わせとした(同業種で希望、異業種で希望、同程度の開示水準で希望、等)。また投資家は、複眼的な視点を盛り込み、投資家間にとっても有意義なものとするため、可能な限り異なる属性を持つ投資家の組み合わせとした(国内と外資、アセット・マネージャーと銀行、等)。ラウンドテーブルの開催実績を以下に示す。

表 2-2 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルの開催実績

回	開催日	グループ数
第9回	2022年7月20日	5グループ(事業会社16社、投資家10社) (事業会社は3社×4グループ、4社×1グループ)
第10回	2022年8月31日	5グループ(事業会社16社、投資家10社) (事業会社は3社×4グループ、4社×1グループ)
第11回	2022年11月29日	5グループ(事業会社17社、投資家10社) (事業会社は3社×3グループ、4社×2グループ)
第12回	2023年2月21日	5グループ(事業会社18社、投資家10社) (事業会社は3社×2グループ、4社×3グループ)

(参加企業はグループ分け時点であり、その後欠席した企業も若干数存在する。また投資家は同一企業が2つのグループに分かれた例もある)

典型的なラウンドテーブルのスケジュール概要を以下に示す。

表 2-3 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルのスケジュール概要

項目	時間	概要
(開催前)	－	募集、応募企業に対するグループ分け、開催要項送付等
全体会議①	5 分	● ラウンドテーブルの主旨・目的説明 ● 当日全体の流れと各グループでの対話の進め方の説明
グループ・ディスカッション	85 分	● 各グループでの意見交換。共通の議題例としては下記の通り。 ➢ 国際的な開示制度(ISSB、NFRD、SFDR 等)にかかる影響・対応について ➢ カーボンプライシング(炭素価格の設定、クレジット取引の活用等)にかかる開示や投資家の視点 TCFD コンソーシアムの活動への期待や要望 ➢ TCFD コンソーシアムの運営(活動内容・体制の見直し、将来的な有料化等)について
全体会議②	20 分	● 各グループの意見ご紹介(各グループを代表し、参加企業から感想を含めて 2～3 分程度)
(開催後)	－	アンケート送付、受領

グループの編成については、ラウンドテーブルの参加募集時の要望を基に、業種、開示経験を考慮して決定した。開催後にはアンケートを実施した。以下に示すように、ラウンドテーブルは好評を頂いている。「名刺交換の時間を検討してもらえると良い」という意見に対しては、グループディスカッションの時にチャット欄に連絡先を記載することを促している。ウェブ開催でありながら、開示側と活用側のネットワーク形成にも一躍買っている。

表 2-4 2022 年度 TCFD コンソーシアム ラウンドテーブルのアンケート回答例

項目	概要
良かった点	● 第一線の投資家の方の生の声と関心の方向性につき理解できてよかった。(事業会社) ● 他の事業会社の関心事項につき理解できた。(事業会社) ● 投資家の TCFD 開示に対する考え方や評価ポイントについて話を聞いた。(事業会社) ● ガイダンス等には書かれていない内容もざっくばらんに伺えた。(事業会社) ● 投資家としても大変勉強になる。(投資家) ● 投資家が企業の期待に応えられていない部分が多くあることを再認識することができ、今後のエンゲージメントに活かしていきたい。(投資家)
改善すべき点	● 投資家サイドの悩みを伺う時間が足りないと感じた。(事業会社) ● 他チームの話題、共通のトピックについてもう少し意見交換する時間が欲しい。(事業会社) ● グループ内での名刺交換の時間を検討してもらえると良い。(事業会社、投資家)
TCFD コンソーシアムへの期待	● 日本とグローバルの差がわかるよう課題提起の役割になってほしい。(事業会社) ● ESG 対応が投資を引き込む実効性に繋がっていることの共有をしてほしい。(事業会社) ● TCFD の進め方についてお願いしたい。(事業会社) ● 引き続き、会員企業に刺激を与えてほしい。(事業会社) ● IFRS 基準等が出ているが、フレームワークは TCFD で同一という点を示すとよい。(投資家) ● TCFD に関する最新動向の解説セミナー開催などがあるとよい。(投資家)

2.2.4 TCFD コンソーシアム ホームページの運営

TCFD コンソーシアムの運営及び活動に関する情報提供を目的として、2019 年 10 月に開設した TCFD コンソーシアムのウェブサイトの運営・拡充を実施した。ウェブサイトの全体の構成は以下の通りである。なお、TCFD 賛同企業数、TCFD コンソーシアム会員企業数等の定期的な情報更新及び企画委員会等の会議開催状況の情報提供、外部イベント開催の告知等について、毎月 1 回程度のウェブサイトの更新を行い、都度、会員にメールにて告知した。

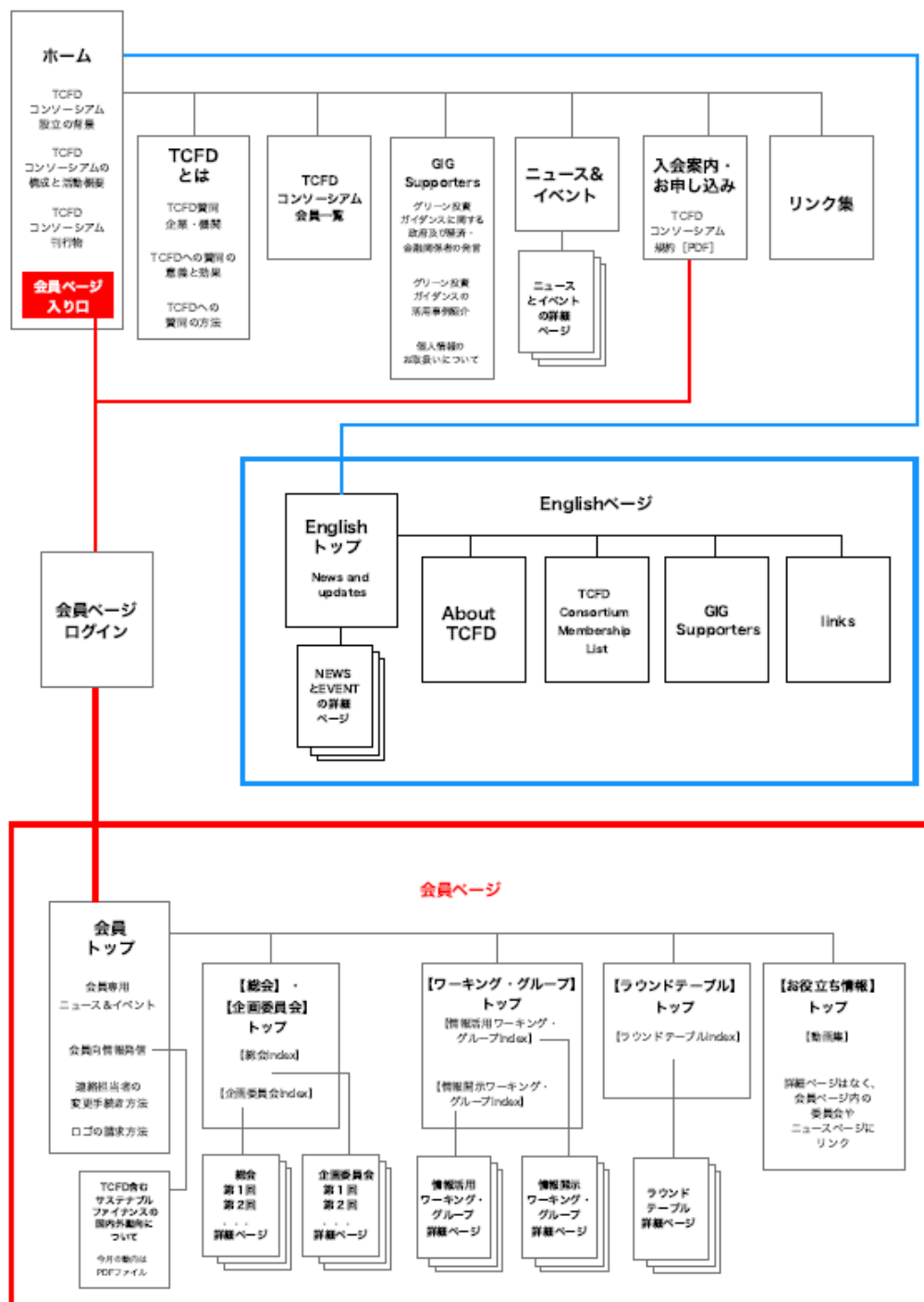


図 2-1 TCFD コンソーシアム ホームページの構成(2023 年 2 月現在)

表 2-5 TCFD コンソーシアム ホームページ概要

ページ	概要
ホーム	● コンソーシアム設立の背景(設立趣意書、活動指針に関する宣言のリンク) ● 入会案内(入会案内書へリンク) ● 概要、主なニュース&イベント(個別ニュース、イベントへリンク) ● 問い合わせ(メールアドレスへリンク)
TCFD とは	● TCFD について概略的な説明 ● TCFD ウェブサイト及び最終報告書(英文、和文)へのリンク ● 経済産業省「TCFD ガイダンス」へのリンク ● 環境省「TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～」へのリンク ● TCFD 賛同企業・機関に関するグラフ ● TCFD への賛同の意義と効果 ● TCFD への賛同の方法(TCFD ウェブサイト賛同関連ページへのリンク)
会員一覧	● 会員機関一覧(定期的に更新)
GIG Supporters	● グリーン投資ガイダンスを活用している、または今後活用を予定している投資家からのコメントを掲載。
ニュース&イベント	● 主なニュース&イベント(個別ニュース、イベントへリンク)
入会案内・お申込み	● 問い合わせ先、TCFD コンソーシアム規約へのリンク
リンク集	● 経済産業省、環境省、金融庁(Twitter)の関連ページへのリンク ● TCFD ウェブサイト、TCFD サミット ウェブサイトへのリンク
英文ページ	● About us(和文トップページ概略) ● About TCFD(和文「TCFD とは」概略) ● TCFD Consortium Membership List(会員企業英文名一覧) ● GIG Supporters(上記参照) ● Links(リンク集一覧)
会員ページ	● 総会、企画委員会の資料及び議事要旨 ● ワーキング・グループの資料及び議事要旨 ● ラウンドテーブルの開催結果概要 ● 会員向け情報発信(TCFD 含むサステナブルファイナンスの国内外動向、動画説明等) ● 活動予定、実績、資料について記載

2.2.5 動画配信

情報開示及び情報活用ワーキング・グループの活動として、令和 4 年度は下記の動画を作成し、会員宛に配信した。

表 2-6 令和 4 年度の動画配信の概要

トピック	区分	時期
TCFD ガイダンス 3.0(案)説明	情報開示	2022 年 9 月
GFANZ の動向	情報活用	2023 年 1 月
IFRS サステナビリティ開示基準の動向	情報開示	2023 年 2 月
欧州サステナビリティ開示の動向	情報開示・活用	2023 年 2 月

2.2.6 TCFD コンソーシアム運営体制変更に関する議論の支援

TCFD コンソーシアムの将来的な運営体制の変更に関する議論を行った。内容面では、増大する企業の気候関連情報開示・活用ニーズに対応するため、複数のオプションの検討を行った。具体的には、本年度前半において①開示を始めた企業の担当者に対するプログラム、②サステナビリティ関連の人材育成を目的としたプログラム、③経営層に対するプログラムについて検討した上で、第23回企画委員会（2022年 9 月）及び①についてさらに(A)「初年度開示企業」プログラム、及び(B)「開示経験企業」プログラムとして試行することとした。第24回企画委員会(2022年 11 月)においてさらに内容を検討した上で、「TCFD 開示セミナー」と題し、以下のようなタイムフレームで実施した。

表 2-7 「TCFD 開示セミナー」開催へ向けたスケジュール

項目	概要
参加企業募集	● 2022 年 11 月中旬～12 月初旬
対象企業決定	● 2022 年 12 月末
教材の作成	● 2023 年 1 月
開催	● 2023 年 2 月 6 日、13 日
事後アンケート回収	● 2023 年 2 月 20 日

プログラムの概要を以下に示す。A コース(初年度開示企業)、B コース(2～3 年目開示企業)ともに外部から投資家を招聘したほか、B コースでは先進的な開示を行う企業も招聘した。開催方式はオンラインではなく対面とし、1 日目(2 月 6 日)は教材に基づく座学的なもの、1 週間の各社での検討を踏まえて 2 日目(2 月13 日)はディスカッションを主体としたものとした。それぞれのコースの概要を以下に示す。

表 2-8 「TCFD 開示セミナー」日程及び内容(A コース)

回、日時	スケジュール	ポイント
1 回目 (2/6 10:30～12:00)	● プログラムご紹介(5 分) ● TCFD コンソーシアムによる講義(55 分) ● 質疑応答(25 分) ● 次週の課題説明(5 分)	講義内容は「TCFD を巡る経緯と流れ」のご説明に重点を置く
2 回目 (2/13 10:30～12:00)	● 本日の流れご説明(5 分) ● 参加企業からの発表(50 分) ● 投資家からのラップアップ(10 分) ● ディスカッション(23 分) ● アンケートご説明:閉会(2 分)	ご検討いただく点:貴社 TCFD 開示の充実の方向性について(項目、充実すべき点、その理由)

表 2-9 「TCFD セミナー」日程及び内容(B コース)

回、日時	スケジュール	ポイント
1 回目 (2/6 15:00～ 16:30)	● プログラムご紹介(5 分) ● TCFD コンソーシアムによる講義(30 分) ● 先進企業によるご説明・質疑応答(15 分) ● ディスカッション(30 分) ● 次週の課題説明(10 分)	講義内容は事例を中心とし、中でも移行計画の事例について紹介・解説
2 回目 (2/13 15:00 ～16:30)	● 本日の流れご説明(5 分) ● 参加企業からの発表(50 分) ● 投資家からのラップアップ(15 分) ● ディスカッション(18 分) ● アンケートご説明:閉会(2 分)	ご検討いただく点:貴社において移行計画を検討する上で、どのような点を今後充実するか(体制、検討内容、開示内容、難しい点、その理由)

表 2-10 「TCFD 開示セミナー」参加企業

	A コース	B コース
参加企業	● 建設業(初回開示) ● 化学(未開示) ● 卸売業(未開示) ● 機械(初回開示) ● サービス業(未開示)	● 建設業(2回開示) ● 食料品(3回開示) ● 精密機器(3 回開示) ● その他金融業(3回開示) ● 小売業(初回開示)
外部有識者	● アセット・マネージャー ● 銀行	● アセット・マネージャー ● アセット・マネージャー ● エネルギー産業(電気・ガス業)

(企業分類は日本取引所グループ「東証上場会社情報サービス」による)

また、事後に参加企業からのアンケートを回収した。セミナーの設計に関して、参加企業からの評価は概ね良好であった。意見の概要について以下に示す。評価は概ね良好であったが、開示が進んだ企業が参加した B コースではニーズの多様化が示唆された。

表 2-11 「TCFD 開示セミナー」参加企業

コース	良好と思われた点	改善が望まれる点
A	● 難易度、開催回数、時間についてはおおむね適切という意見が多かった(3 回が望ましいという意見もあり)。 ● 内容面では、勉強になり、有意義であったとする意見が多かった。	● 各社へのフィードバックがあれば付加価値が高いと思われる。 ● モデル企業のモデルケースを示してほしい。 ● グループワーク等の参加型が良い。
B	● 難易度、時間についてはおおむね適切という意見が多かったが、開催回数については 3 回または 4 回が良いとする意見と分かれた。 ● 内容面でも概ね評価は良好であった。	● 内容的に適切であったという意見もある反面、投資家、他の参加者とのディスカッションの時間を取るべき、対面のセミナーならではの内容を追求すべきという意見もあった。

2.2.7 海外機関との連携

2022年度も TCFD コンソーシアムは海外機関との連携を行った。TCFD とはガイダンス 3.0 に関して情報共有を行った他、コンソーシアムの活動に関心を持った海外政府等(コロンビア)とも意見交換を行った。さらに、UNEP FI 及び UNDP Sustainable Finance Development Network に対して、TCFD コンソーシアムの知見を共有した。

2.3 「TCFD ガイダンス3.0」の作成

2.3.1 「TCFD ガイダンス3.0」本編

TCFD コンソーシアムは2020年7月に、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 2.0(TCFD ガイダンス 2.0)」を策定した。これには業種別の推奨開示項目を記載したガイダンスを、初版の5業種(自動車、鉄鋼、化学、電機・電子、エネルギー)に加えて4業種(食品、銀行、生命保険、損害保険)追加した、2021年度にはさらに国際海運が追加されている。

TCFD ガイダンス 2.0 発表から2年を経たが、この間に「カーボンニュートラル」目標の提唱(2020年10月)、コーポレートガバナンス・コードの改訂におけるプライム市場上場企業に対するTCFD 開示要請(2021年6月)、さらにはIFRS サステナビリティ開示基準の公開草案公表(2022年3月)等多くの変化があり、これらを反映する必要が生じた。他方、2020年と2021年にTCFDは新たなガイダンス類を発表し、開示における最先端の論点について詳述されている。従って、TCFD ガイダンス 3.0の策定にあたり、TCFD 提言に基づく開示への取り組みの拡充途上にある企業を主な対象とすることとした。また、全体をコンパクトにして読みやすさを向上させるため、「業種別の開示推奨項目」及び開示事例集は別冊とした。

「TCFD ガイダンス 3.0」の概要及び「TCFD ガイダンス 2.0」からの改訂のポイントは以下の通り。

表 2-12 「TCFD ガイダンス 3.0」の概要及び改訂のポイント

項目	概要	旧版からの主な改訂
第1章 はじめに	● TCFD を巡る背景、ガイダンス作成及び改訂の趣旨、本ガイダンスの位置づけについて説明。	● TCFD を巡る状況のアップデートを実施。
第2章 TCFD 提言に沿った開示に向けた解説	● TCFD の4テーマ「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」に加え、「情報の開示媒体」「異なるビジネスモデルを持つ企業の開示」「中堅・中小企業の対応」についてガイダンスを記載。	● 有価証券報告書への開示、戦略における移行計画、「指標と目標」における産業横断的指標等の最新動向を反映。
第3章 TCFD 開示を通じた企業価値の向上に向けて	● 「TCFD 開示と企業価値の向上」「開示に取り組むことの重要性」「ブラッシュアップ」等、全体の結語的な内容。	● 情報のアップデートを実施。
第4章 補論(新規)	● 最新動向として重要なもの、コラム的なものについてとりまとめた。 ● ①各種関連ガイダンス、②気候関連情報に関する日本の主な開示制度、③他のフレームワーク、スタンダード等におけるTCFD 対応、④IFRS サステナビリティ開示基準、⑤トランジションに関する議論の動向、⑥TCFD からの刊行物、の6つについて記載。 ● ①②③⑤は現在のコラムからの移行及びアップデート、④⑥は新規作成。	

以上のような構成を持つTCFD ガイダンス 3.0を作成し、2022年10月のTCFD サミットに合わせ、和文、英文版を公表した。¹⁵

¹⁵ TCFD コンソーシアム ウェブサイト参照(https://tcfcd-consortium.jp/news_detail/22100501) 閲覧日:2022年2月21日)

2.3.2 「TCFD ガイダンス3.0」事例集

企業の情報開示媒体である統合報告書が 9 月頃までに発表されることもあり、「TCFD ガイダンス 3.0」事例集は TCFD ガイダンス 3.0 本編より時期を後にし、2022 年 12 月に発表することとした。ここでは 1.1 に述べたような開示企業に関する事例を収集したものを活かすこととしたが、この結果国内外 60 社 80 事例を収集した。これらについて以下に示す。

表 2-13 「TCFD ガイダンス 3.0」事例集掲載企業

地域	国名	企業名	業種
アジア・オセアニア	日本	アサヒグループホールディングス	食品
	日本	伊藤忠商事	商社
	日本	AGC	化学
	日本	ENEOS ホールディングス	エネルギー
	日本	MS&AD インシュアランスグループ	金融(保険)
	日本	小野薬品工業	医薬品
	日本	オムロン	電機・電子
	日本	オリックス不動産投資法人	金融(AM)
	日本	花王	化学・日用品
	日本	川崎重工業	輸送機器等
	日本	九州電力	電力
	日本	麒麟ホールディングス	食品
	日本	国際石油開発帝石(INPEX)	エネルギー
	日本	J オイルミルズ	食品
	日本	JFE ホールディングス	鉄鋼
	日本	J フロントリテイリング	小売
	日本	住友化学	化学
	日本	住友林業	建設・林業
	日本	積水化学工業	化学
	日本	電源開発	電力
	日本	デンソー	電機・電子
	日本	東急不動産ホールディングス	建設・不動産
	日本	東京海上ホールディングス	金融(保険)
	日本	東京電力グループ	電力
	日本	トヨタ自動車	自動車
	日本	日本航空	運輸(空輸)
	日本	日本製鋼所	鉄鋼
	日本	日本製鉄	鉄鋼
	日本	日本郵船	運輸(海運)
	日本	パナソニックホールディングス	電機・電子
	日本	東日本旅客鉄道	運輸(鉄道)
	日本	日立製作所	電機・電子
	日本	不二製油グループ本社	食品
	日本	富士通ゼネラル	電機・電子
	日本	丸井グループ	小売
	日本	丸紅	商社
	日本	みずほフィナンシャルグループ	金融(銀行)
	日本	三井住友フィナンシャルグループ	金融(銀行)
	日本	三井物産	商社

地域	国名	企業名	業種
	日本	三井不動産	建設・不動産
	日本	三菱ケミカルグループ	化学
	日本	三菱商事	商社
	日本	三菱地所	建設・不動産
	日本	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	金融(銀行)
	日本	明治ホールディングス	食品
	日本	リコー	電機・電子
	オーストラリア	BHP Group	鉱物資源・エネルギー
	シンガポール	City Developments	建設・不動産
米州	米国	Citigroup	金融(銀行)
	米国	Morgan Stanley	金融(銀行)
	メキシコ	CEMEX	建設資材(セメント)
欧州	デンマーク	A.P. Moller - Maersk	運輸(海運)
	フランス	AXA Group	金融(保険)
	英国	British Land	不動産
	フランス	BNP Paribas	金融(銀行)
	イタリア	ENEL Group	エネルギー
	スイス	Novartis	医薬品
	英国	NatWest Group	金融(銀行)
	フランス	Schlumberger	エネルギー
	英国	Unilever	化学・日用品

出所)TCFD ガイダンス 3.0 事例集

2.4 TCFD コンソーシアム アンケートの実施

TCFD コンソーシアムでは例年通り、本年度も会員企業の情報開示・活用の現状について調査を行った。この結果を以下に示す。

2.4.1 アンケート設問

設問は以下の通り。

表 2-14 TCFD コンソーシアム アンケート設問一覧

設問	金融機関	非金融機関
設問 3	貴社の所属する市場区分についてお聞かせください。(1 つ選択)	
設問 4	TCFD コンソーシアムに参加した動機をお聞かせください。(複数選択可)	
設問 5	貴社における TCFD 提言への対応状況についてお聞かせください。初めて TCFD 提言に対応する開示を実施した年をご回答ください。未開示の場合は、開示予定年度をご回答ください。(1 つ選択)	
設問 6	設問 5.で a.から e.と回答された方(既に開示済の方)にお聞きます。貴社の TCFD 提言に基づく開示を行う媒体として、何を活用していますか。(複数選択可)	
設問 7	回設問 5.で a.から e.と回答された方(既に開示済の方)にお聞きます。現在、有価証券報告書へのサステナビリティ開示全般・気候変動の記載を求める議論が進んでおりますが、ご意見があればご記述ください。(自由記載)	
設問 8	貴社が TCFD 開示の更なる充実を図る上で、または今後開示していくにあたり、どのような点が課題でしょうか。(複数選択可)	
設問 9	設問 8.で a.(開示を行う体制・人員の不足)と回答された方にお聞きます。具体的にどのような人員	

設問	金融機関	非金融機関
	(例:役員、管理職、担当者、サステナビリティに関する専門人材等)が不足しているかご回答ください。(自由記載)	
設問 10	TCFD が推奨する 11 の項目についてお伺いします。自社が対外的に公表するレポート(有価証券報告書、統合報告書、環境報告書、ホームページ等)において、現時点で開示済である項目をご回答ください。	
設問 11	TCFD において開示が推奨されている 7 つの指標についてお伺いします。自社が対外的に公表するレポート(有価証券報告書、統合報告書、環境報告書、ホームページ等)において、現時点で開示済である指標をご回答ください。	
設問 12	シナリオ分析を実施している方にお聞きします。貴社のシナリオ分析の開示状況についてご回答ください。	
設問 13	TCFD への賛同や情報開示を行ったことで、どのようなメリットがありましたか。または、どのようなメリットを期待されますか。貴社の状況に近いものをご回答ください。(複数選択可)	
設問 14	TCFD フレームワークに基づき、詳細に開示項目を規定した IFRS サステナビリティ開示基準に関して全般的な要求事項 気候関連開示が検討されていますが、貴社はどのように対応しているかご回答ください。(1 つ選択)	
設問 15	長期的な脱炭素化を目的としたカーボンプライシング(炭素税、排出量取引、クレジット取引、国境調整措置等)の導入に関して、貴社ではどのように受け止めていますか。(自由記載)	自社のビジネス活動や自社の排出量削減手段として、証書やクレジットを調達していますか。(1 つ選択)
設問 16	長期的な脱炭素化に向けた戦略の開示の一環として、証書やクレジットの調達状況を開示することに関して、貴社ではどのように受け止めていますか。(1 つ選択)	設問 15.で a.または b.と回答された方(証書やクレジットを調達済み・調達検討予定の方)にお聞きします。既に調達している、または今後調達を検討している証書・クレジット名をご回答ください。(複数選択可)*任意回答
設問 17	証書やクレジットの調達状況に関して、貴社ではどのような情報の開示を望みますか。(複数選択可)	設問 15.で a.または b.と回答された方(証書やクレジットを調達済み・調達検討予定の方)にお聞きします。証書・クレジットを既に調達している、または今後調達を検討している目的をご記載ください。(複数選択可)*任意回答
設問 18	投融資先企業の開示情報を入手する媒体として何を活用していますか。(複数選択可)	設問 17.で e.(国内制度・国際制度への対応のため)と回答された方にお聞きします。具体的にどのような制度への対応を目的としていますか。(CORSIA 対応、温対法に基づく報告対応、GX リーグ対応等具体的に記述ください。)(自由記載)
設問 19	投融資先企業の TCFD に基づく開示情報の活用状況をご回答ください。(複数選択可)	長期的な脱炭素化を目的としたカーボンプライシング(炭素税、排出量取引、クレジット取引、国境調整措置等)の導入に関して、貴社ではどのように受け止めていますか。(自由記載)
設問 20	貴社が企業に対して行っている気候変動に関するエンゲージメントについてお聞きします。エンゲージメントにあたってどのような点に注目していますか。(複数選択可)	投資家を含む金融機関等との対話(エンゲージメント)の中で、気候変動に関する情報開示が話題となる頻度をご回答ください。(1 つ選択)
設問 21	企業に対する気候変動に関するエンゲージメントの実施にあたり、問題点として感じていることをご回答ください。(複数選択可)	設問 20.で a.、b.、c.と回答された方にお聞きします。金融機関等との対話(エンゲージメント)において、どのような質問を受けましたか。(複数選択可)
設問 22	自社で保有する投融資ポートフォリオの GHG 排出量(金融排出量)を分析し、目標値を設定していますか。(1 つ選択)	脱炭素へ向けた転換を推進する企業を支援するトランジションファイナンスを巡る動きが活発化しています。トランジションファイナンスに対する貴社のご認識についてお聞かせ下さい。(1 つ選択)
設問 23	設問 22.で a と回答された方(目標値を設定し	TCFD コンソーシアムにおいて取り組むべきと考え

設問	金融機関	非金融機関
	ている方)はご回答ください。目標値の設定年についてご回答ください。(1つ選択)	られる活動、要望などがあれば自由にご記載ください。(自由記載)
設問 24	設問 22.で a と回答された方(目標値を設定している方)はご回答ください。貴社の目標をご回答ください。(自由記載)	
設問 25	TCFD コンソーシアムにおいて取り組むべきと考えられる活動、要望などがあれば自由にご記載ください。(自由記載)	

(網掛けは非公開設問)

出所)TCFD コンソーシアム、2022、「2022 年度 TCFD コンソーシアム TCFD 開示・活用に関するアンケート調査(会員アンケート集計結果)」 p.1-2 より作成。

2.4.2 アンケート調査の送付・回収状況

アンケートはTCFD コンソーシアム全会員に対して送付した(送付時点は8月31日:681機関)うち386機関が回答した。内訳は金融機関は97機関、非金融機関289機関である。会員数が前年度に比べてほぼ倍増したが、同等の回収率となっている。

表 2-15 アンケートの送付・回収状況

	総数	金融機関	非金融機関
TCFD コンソーシアム会員数 (2022年8月末時点)	681 機関	166 機関	515 機関
アンケート回答数	386 機関	97 機関	289 機関
回収率	56.7%	58.4%	56.1%

出所)TCFD コンソーシアム、2022、「2022年度 TCFD コンソーシアム TCFD 開示・活用に関するアンケート調査(会員アンケート集計結果)」p.3より作成。

2.4.3 アンケート調査の主な結果

アンケートの結果概要は以下の通り。なお個々の設問への回答はTCFD コンソーシアム ウェブサイトに掲載している。¹⁶

表 2-16 アンケートの結果概要

項目	概要
気候関連情報の開示に関して	● TCFD コンソーシアムへの参加動機は、金融・非金融ともに情報収集や動向把握のためとの回答が多数を占めた。(設問4) ● 開示時期に関しては、特に非金融機関ではコーポレートガバナンス・コード対応を契機に2021年から開示が急増。(設問5) ● 開示媒体に関しては自社ホームページや統合報告書が最も多く活用されているが、現在、有価証券報告書での開示も増加。(設問6、7) ● 企業がTCFD開示を行う上での課題は、気候シナリオ等の専門領域で十分な分析ができてないこと、及び体制不備、人材不足が課題。(設問8) ● TCFD提言の11開示項目で開示比率50%以下のものはなく、全11項目を開示している企業は全体の4割超に達した。回答した母集団に、アンケートに積極回答する意識の高い企業が集まっている可能性が考えられる。(設問10) ● シナリオ分析については、非金融機関では、全体の7割が定性分析を行っているのに対し、定量分析を行っている企業は2割にとどまることが示された。(設問12) ● 産業横断的指標としてTCFDが提唱した7つの指標について、スコープ1、2排出量の把握・開示の対応が最も進み、スコープ3も金融、非金融それぞれ過半数の機関が対応している。一方、資本配分、内部炭素価格(ICP)、報酬は新しい項目であり、対応済み企業は現状では開示比率は低い。(設問11) ● TCFD情報開示のメリットは、「自社の気候関連リスクと機会についての社内の理解深耕」

¹⁶ TCFD コンソーシアム ウェブサイト(https://tcfcd-consortium.jp/news_detail/22111801 閲覧日:2023年2月21日)

項目	概要
	(選択肢 d)に票が集まり、TCFD 開示が気候関連リスクと機会の理解深耕に寄与していることが示された。(設問 13) ● IFRS サステナビリティ開示基準の認知度は、金融機関、非金融機関共に高い。(設問 14)
カーボンクレジットに関して	● 非金融機関において、証書やクレジットが削減手段として広く認知されており、主に再エネ証書による Scope 2 排出量の削減に活用していることが示唆される。(非金融機関設問 15、16、17) ● 金融機関は証書やクレジットの有用性は認識しており、クレジットの量やプロジェクトの種類といった情報開示を望む声が多いが、今後のルール次第でより詳細な内容を求めることも想定される。(金融機関 設問 16、17)
エンゲージメントに関して	● 開示情報の利活用について、エンゲージメント、スクリーニング、インテグレーションも引き続き増加するなど、TCFD 開示の情報がより Decision Useful な領域で活用されている。(金融機関 設問 18、19、20、21) ● 非金融機関では、「話題にならない」と「5 回以上」の回答が増加しており、エンゲージメントの階層化が進んでいることが伺われる。また、金融機関等との対話では「現場への浸透」が今後のテーマとなることが示唆される。(非金融機関 設問 20、21)
脱炭素に向けた取り組み	● 非金融機関では、多様な企業が参加する中でトランジションファイナンスに関心がある企業が全体の半分弱を占めており、引き続きトランジションファイナンスに対する関心が高いことが示唆された。(非金融機関 設問 22) ● 金融機関では、投融資ポートフォリオの GHG 排出量(金融排出量)を分析し目標を設定済みの機関は約 1/3 であり、そのうち、2030 年、2050 年時点の目標設定をしている機関は 2/3 に達した。更に、このような目標を設定、開示する金融機関は今後増加することも示された。(金融機関 設問 22、23、24)

2.5 その他の活動

2.5.1 IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に対するコメントの提出

TCFD コンソーシアムは 2022 年 7 月に IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に対するコメントを行った。提出に先立ち、2022 年 5 月の第20回企画委員会で公開草案について議論を行い、第21回企画委員会においてコメントの検討を行った。コメントの概要は以下の通り。

表 2-17 IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に対するコメント概要

項目	概要
評価した点	● (S1)マテリアリティに応じた開示を行うべきという記載 ● (S2)TCFD のフレームワークに準拠した構成 ● (付属書)産業別開示要件における地域固有の基準の記載に関する改善(2021 年 11 月公表の「プロトタイプ」との比較)
検討を要請する点	● (S1、S2)マテリアリティに応じた開示を行うべきという記載(S1 パラグラフ 60)について、さらに明記すべき ● (S1)企業規模に応じた開示要求 ● (S1)財務諸表と同期間の報告の困難さに鑑みた移行期間の設定 ● (S1)情報の記載場所については、開示主体の訴訟リスクを考慮する必要性を指摘 ● (S2)関連会社等からの Scope 1～3 排出データ収集の困難さ、優越的な地位の濫用につながる可能性、マテリアリティとデータ収集可能性の双方を鑑みた開示範囲の決定 ● (S2)Scope 3 排出量推計について企業比較の観点で活用するには課題があることの記載、地域性の考慮や企業規模に応じた開示内容の差異化や、代替的な記載の許容 ● (S2)産業別開示要件における柔軟性の付与、サステナビリティとの関連性が疑問視される項目についての整理、制度的に開示が困難な項目に関する柔軟性の付与 ● (S2)特に規模の小さい企業における費用便益の考慮

(S1 は全般的要求事項、S2 は気候関連開示を指す)

コメントの文書については IFRS ウェブサイトに公開されている。¹⁷

2.5.2 アウトリーチ活動

TCFD コンソーシアムはアウトリーチ活動として、主に企業財務担当者に対して、TCFD ガイダンス 3.0 及び事例集に加え、TCFD 刊行文献を題材とした啓発を行った。

2.5.3 TCFD サミットの共催

TCFD コンソーシアムは、2022 年 10 月 5 日にオンラインで開催された第4回 TCFD サミット¹⁸に、

¹⁷ S1(全般的要求事項):<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/general-sustainability-related-disclosures/exposure-draft-and-comment-letters/#view-the-comment-letters> (コメント番号 94)
S2(気候関連開示):<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-disclosures/exposure-draft-and-comment-letters/#view-the-comment-letters> (コメント番号 63) (最終閲覧日 2023 年 3 月 11 日)

¹⁸ TCFD サミット ウェブサイト(<https://tcfd-summit.go.jp/>) 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

共催という形で参加した。伊藤邦雄 TCFD コンソーシアム会長をはじめ TCFD コンソーシアム企画委員が複数名登壇したほか、TCFD コンソーシアム事務局も資料提供等の支援を行った。

2.5.4 日本銀行「気候変動関連の市場機能サーベイ」への協力

TCFD コンソーシアムは、日本銀行による「気候変動関連の市場機能サーベイ」(第1回)に協力した。具体的には、TCFD コンソーシアム会員企業に対して調査票を送付し、調査への協力を要請した。¹⁹

¹⁹ 日本銀行ウェブサイト(<https://www.boj.or.jp/paym/m-climate/index.htm> 閲覧日:2023年2月21日)

二次利用未承諾リスト

報告書の題名：令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費（気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動） 報告書

委託事業名：令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費（気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動）

受注事業者名：株式会社三菱総合研究所

[illegible]

令和4年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費(気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏
まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動)報告書

2023 年 3 月

株式会社三菱総合研究所
サステナビリティ本部
